

高度再資源化設備導入促進事業補助金交付要綱

令和7年6月9日
7都環公共事第116号

(目的)

第1条 この要綱は、高度再資源化設備導入促進事業実施要綱（令和7年5月16日付7環資計第143号。以下「実施要綱」という。）第5条第3項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する高度再資源化設備導入促進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 高度再資源化設備導入促進事業交付要綱（以下「本要綱」という。）において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き実施要綱第3条に定めるとおりとする。

(本補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱第4条第1項に規定する者であって、次の全てに該当する者とする。

(1) 法人格を有する団体、任意団体又は個人事業主であること。

「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエについて明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

(2) 本事業の推進に向けて、都が実施する取組に参加・協力する者であること。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、前条に定める補助対象事業の継続性について不確実な状況が存在する者

(4) 廃棄物処理法第14条及び同法第14条の4に基づき、東京都知事又は八王子市長の産業廃棄物処理業（産業廃棄物処分業）許可を有する者又は環境大臣の指定及び認定等により、同許可を有することなく産業廃棄物処理業を行うことができる者であること。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第4条第2項に定める事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の目的や内容、経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織・体制が確保されていること。
- (2) その他、都の環境施策に適合した事業であること。

(補助対象経費等)

第5条 本補助金の交付対象となる経費は、実施要綱第4条第3項に定める経費であって、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 補助対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
 - (2) 補助期間内に契約、取得、実施及び支払が完了する経費
 - (3) 補助対象の用途、単価、規模等の確認が可能かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
 - (4) 財産取得に該当する場合は、申請者に所有権が帰属するものに関する経費
- 2 補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、本補助金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とする。

(補助金額)

第6条 本補助金の交付額は、実施要綱第4条4項に定めるとおりとする。

(補助期間等)

第7条 補助期間は、第9条第2項の本補助金の交付の決定の通知を受けた日から最長で5年間とする。ただし、補助期間は、令和13年3月31日を超えることは出来ない。

(本補助金の交付申請)

第8条 都内において、補助対象事業を行い、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和12年12月31日までに、高度再資源化設備導入促進事業補助金交付申請書（第1号様式①③）、誓約書（第1号様式②）及びその他別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、交付申請を行わなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、この限りでない。

- 2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があつた場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、本補助金の交付申請額の合計が予算を超えない範囲で、受理するものを決定する。
- 4 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、交付申請者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して1ヶ月以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

(本補助金の交付決定及び通知)

第9条 公社は、前条第1項の申請書等の提出を受けたときは、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、第1項の決定において、本補助金を交付することとする場合にあつては本補助金の交付が必要かつ適切と認められた事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金交付決定通知書（第2号様式）をもって、速やかに本補助金の交付の決定を通知するものとする。なお、不交付とする場合にあつては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 3 会社は、前項の決定に当たり、本補助金の交付申請額の合計が予算を超える場合は、当該補助金の交付決定額の合計が予算を超えないように減額した上で、本補助金の交付を決定することができる。
- 4 会社は、第1項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、第4項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる交付の条件を付すものとする。
 - (1) 被交付者は、この要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業（第1項の規定により、本補助金の交付決定を受けた補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理すること。
 - (2) 被交付者は、会社が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合はこれに協力するとともに、会社が必要な資料及び情報を求めたときは会社の指定する期日までに会社に提供すること。
 - (3) 被交付者は、補助事業の実施に当たり、前各号のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 5 会社は、第1項の規定による本補助金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他会社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等）

- 第10条 補助対象事業者は、前条第4項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（第4号様式）を会社に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも辞退届を提出するものとする。
- 2 会社は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - 3 会社は、前項の規定によるこの決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る本補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費
 - 4 第2項の規定により措置した場合は、会社は速やかに当該措置の内容を補助対象事業者に通知するものとする。
 - 5 本事業に係る都から会社への実施要綱 第5条第2項2号に基づく補助が終了しているときは、前第4項中「会社」とあるのは「東京都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（補助事業の内容、経費の配分変更等）

- 第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）を会社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。また、本補助金の額の増額は承認しないものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 会社は、前項による承認申請があったときは、補助事業の内容又は経費の配分変更が必要かつ適切と認められた補助対象事業者に対し、変更承認通知書（第6号様式）をもって速やかに通知するものとする。

- 3 公社は、前項の承認には必要に応じて条件を付すこと及びこれを変更することができる。
- 4 補助対象事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更又は新会社等の設立等をしたときは、変更届（第8号様式）を速やかに公社に提出しなければならない。

（補助事業の承継）

- 第12条 補助事業者等の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による所有者移転に限る。）が行われた場合において、補助事業者等の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、補助事業承継承認申請書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、補助事業承継承認通知書（第10号様式）により、承継者へ通知するものとする。
 - 3 前項において、公社が補助対象事業の承継を承認した場合は、本補助金の交付に伴う全ての条件及び義務は承継者に移転するものとし、この要綱上「補助対象事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
 - 4 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第13条 補助事業者等は、第9条第1項に規定する交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（前条の場合を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合この限りではない。

（遅延等の報告）

- 第14条 補助対象事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、補助事業の遂行が困難となったとき又は事業計画で定めた目標の達成が困難となったときは、速やかに遅延（事故）報告書（第11号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助対象事業者は、第9条第3項の規定による交付申請において提示した補助事業が完了した日から30日以内、又は令和12年12月31日のうちいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第12号様式①）、補助対象経費内訳書（第12号様式②）、取得財産等一覧表（第13号様式）及び別表2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、12か月を超える補助事業については、事業開始月から起算して12か月を経過した月の末日から30日以内に、補助事業実績報告書（第12号様式①）、補助対象経費内訳書（第12号様式②）、取得財産等一覧表（第13号様式）及び別表2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、実施要綱第4条第2項の国設備補助金に係る実績報告書等を、公益財団法人廃棄物・3R研究財団に提出したときは、国設備補助金に係る実績報告書及び補助金額確定通知を公社に提出することができる。
 - 4 前項の規定による提出について、天災地変その他補助対象事業者の責に帰すことができないと公社が認める場合は、公社が認める期限までに行うものとする。

(本補助金の額の確定)

- 第16条 公社は、前条第1項及び第2項による補助事業実績報告書等を受領し、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査などを行う。その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めるときは、交付すべき本補助金の額の範囲内で本補助金の額を確定し、当該補助対象事業者に補助金額確定通知書（以下「確定通知書」という。）（第14号様式）をもって、通知する。
- 2 前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助対象事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。
 - 3 前項の命令により補助対象事業者が必要な処置をしたときは、前条の規定を準用する。
 - 4 第1項の規定による交付すべき本補助金の確定額は、第5条の補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とのいずれか低い額とする。

(本補助金の請求及び交付)

- 第17条 補助対象事業者は、前条により確定通知書を受領したときは、補助金請求書（第15号様式）を速やかに公社に提出するものとする。
- 2 公社は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに本補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第18条 公社は、補助対象事業者等が次のいずれかに該当した場合は、本補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、必要に応じて、条件を付し、不正の内容、補助対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。
- (1) 補助対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき。
 - (2) 補助対象事業者又は補助事業に係る外注先の事業者その他補助事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
 - (3) 前2号に定めるほか、実施要綱第4条第2項の国設備補助金において、補助対象事業者が交付決定通知の取消しを受けた場合など、補助対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき。
 - (4) 補助対象事業者が偽り、隠匿その他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する補助金を偽ることを含む。）。
 - (5) 補助対象事業者が本補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - (6) 補助対象事業者が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他関係法令に違反したとき。
 - (7) 補助事業の実施場所において補助事業の活動実態がないと認められるとき。その他補助事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき。
 - (8) 前各号に定めるほか、公社が補助事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき本補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 補助対象事業者は、第9条第2項に基づき通知する補助金交付決定通知書及び公社が別に定める公募要項に付された条件を遵守しなければならない。これを遵守しない場合、第16条に定める本補助金の額の確定において所要の措置を講じ、又は第1項の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。
 - 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助対象事業者に通知するものとする。

(本補助金の返還)

第19条 公社は、前条の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助対象事業者の本補助金が交付されているときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて本補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書(第16号様式)を提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び延滞金を請求した場合に準用する。
- 4 本事業に係る都から公社への実施要綱第5条第2項第2号に基づく補助が終了しているときは、第1項及び第2項中「公社」とあるのは「東京都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 公社は、第18条及び前条の規定により、補助対象事業者に対し本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、本補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、本補助金の額(一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満は除く。)を納付させることができる。

- 2 前項において本補助金の返還を命じられた者が、納期日までに本補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(補助金返還金及び違約加算金の合計額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満は除く。)を納付させることができる。
- 3 公社は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、都と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 本事業に係る都から公社への実施要綱第5条第2項第2号に基づく補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「東京都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象事業者の納付した金額が返還を命じた本補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた本補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた本補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等の管理及び処分(本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において、善良なる管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、財産処分承認申請書(第17号様式)により

公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、補助対象事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第3 2に定める方法により算出した額（以下「算出金」）を請求するものとする。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、補助対象事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第18号様式）により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への実施要綱第5条第2項第2号に基づく補助が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「東京都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（本補助金の経理）

第23条 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の書類について、第16条の規定により公社が本補助金の額を確定した日の属する公社の会計年度終了の日から前条第1項第1号において取得財産等を処分してはならないとする期間を超過するまでの間保存しておかなければならない。ただし、天変地変その他補助事業者等の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではない。

（職員の調査等）

第24条 公社は、補助対象事業者に対し補助事業の実施状況、本補助金の収支及び本補助金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助事業の公表と成果の発表）

第25条 公社は、補助対象事業者の名称、事業内容等を公表することができるものとする。

- 2 公社は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助対象事業者に発表させることができるものとする。
- 3 補助対象事業者は、補助事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に公社に対し別途定める方法により報告するものとする。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、公社の事業の結果得られたものであることを明示することとする。

（個人情報等の取扱い）

第26条 公社は、本事業の実施に関して知り得た補助対象事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。また、公社は、補助対象事業者が同意した場合には、企業活動上の情報について、都が実施する手続サクサクプロジェクト（事業者データベースの活用）に利用するため都に提供することができる。

- 2 公社は、本補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、補助対象事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た補助対象事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は公社が別に定めるものとする。

附 則 (令和7年6月9日付 都環公共事第116号)

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

交付申請に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	提出要否	備考
1	実施要綱第 4 条第 3 項に該当する経費の算定根拠 (国補助申請書副本、見積書等)	○	複数社分の提出をすること
2	交付申請書 (第 1 号様式①)	○	
3	誓約書 (第 1 号様式②)	○	
4	補助金申請に係る事業計画書 (第 1 号様式③)	○	別紙実施スケジュールを添付のこと
5	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	△	補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出
6	法人登記に係る登記簿謄本写し (現在事項全部証明書)	△	任意団体は除く 発行後 3 か月以内のもの
7	個人事業の開業届 (写し)	△	任意団体は除く 税務署に提出された開業届の写しを提出
8	会社概要	△	任意様式 (個人事業主除く)
9	直前 3 年間の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)	△	産業廃棄物収集運搬業・処分業 (特別管理産業廃棄物を含む) の許可証の写しの提出により省略可
10	役員名簿	△	任意団体のみ提出
11	定款又は規約等 (寄付行為)	△	任意団体のみ提出 (個人事業主除く)
12	その他公社が求める書類	△	

別表 2 (第15条関係)

実績報告時に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類		提出要否	備考
1	国 補助 関連 資料	実績報告書	△	
2		補助金額確定通知	△	
3	経 理 関 係 書 類	契約書（発注書・発注請書）	○	
4		領収書（写し）	○	
5	実施報告書		○	事業の実施結果を記載した報告書。 （導入した設備の写真、図面及びカタログ等を添付すること）
6	産業廃棄物処理業許可又は環境大臣の指定、認定等の証明書		○	
7	その他会社が求める書類		△	